

「経営者と若者との座談会実施業務」に係る企画提案公募要領

1 目的

本県の若年女性の県外転出が高い傾向を示すなか、若年女性に県内企業に目を向けてもらうためには、女性・男性を問わず若者が就職したいと思う魅力ある企業を増やす必要がある。そこで、若者の意見を職場環境づくりに活かしてもらうため、経営者と県内外の若者との座談会を開催する。開催後は、座談会のレポート、ダイジェスト動画を作成し、経済団体と連携して県内企業に対して普及啓発を行い、経営者に若者の考えを知ってもらうとともに、企業内における若者との対話を促すことで、若者にとって魅力ある職場環境づくりを促進する。

2 業務概要

(1) 業務名 経営者と若者との座談会実施業務

(2) 業務内容

別添「経営者と若者との座談会実施業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり。

(3) 提案上限額 2,790 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率 10%）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に本社又は事業所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、提出期限及び提出部数

提出書類	提出期限	提出部数※
①参加申込書（様式第1号） ②事業者概要書（様式第2号）	令和7年6月3日（火）午後4時	1部
③企画提案書（様式第3号） ④経費見積書（様式第4号）	令和7年6月10日（火）午後4時	5部

※部数は、持参又は郵送の場合。

(2) 提出方法及び提出先

「11 担当部署」まで持参、郵送又は電子メール（PDF形式）により提出すること。
（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、上記期限まで必着）

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）
ただし、提出期限当日の締切時間は上記（1）のとおり。

(4) その他

- ・企画提案に参加する事業者は提出期限までに①参加申込書及び②事業者概要書を必ず提出すること（提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない）。
- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案はすべて企画提案書に記載し、様式3に添付して提出すること。

5 審査方法について

審査は、経営者と若者との座談会実行委員会が設置する審査会において、企画提案書を審査する。原則、書類審査により採用候補企画を決定する。ただし、プレゼンテーションにより審査する場合には、別途連絡する。また、書類審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

選定結果はすべての提案者に対して通知する。

なお、提案者が1者のみである場合でも、審査会等での協議の結果、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

6 審査項目、審査の視点並びに配点

(1) 審査項目ごとに採点し、合計50点満点で判定を行うものとする。

	審査項目	審査の視点	配点
1	実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合致したものであるか。 ・事業内容に関する理解度はあるか。	5点

2	座談会の企画・実施	・座談会の構成は適切で、事業目的に合致したものであるか。 ・若者の選定方法は適切であるか。 ・参加者（特に若者）が発言しやすい配慮がとられているか。 ・事業効果を高める工夫がとられているか。	20 点
3	座談会の周知用レポート及び動画の制作	・事業目的に合致した内容となっているか。 ・広報は訴求力のある内容となっているか。 ・事業効果を高める工夫がとられているか。	15 点
4	実施体制	・企画内容を遂行できる実施体制があるか。 ・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。	5 点
5	経費総括	・業務の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか。 ・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか。	5 点
合 計			50 点

- (2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。
ただし、上記1の審査項目2は評価点を4倍、審査項目3は評価点を3倍とする。

採点基準	評価点
優れている	5 点
やや優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

7 質問・問い合わせ

(1) 受付期間

令和7年6月3日（火）午後4時までとする。

(2) 質問・問い合わせ方法

企画提案に関する一切の質問等は、「質問票（別紙1）」により行うこと。

質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「経営者と若者との座談会実施業務・企画提案への問い合わせ」として「11 担当部署」あて送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問票への回答

質問者への回答は、その都度、速やかに、参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。
ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

審査会の開催 令和7年6月中旬

審査結果通知 令和7年6月下旬

契約 令和7年6月下旬

9 契約等

(1) 契約締結

- ① 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

- ② 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 企画提案書は本件に係る企画提案の企画審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 募集及び契約については、実行委員会の都合により停止する場合がある。

11 担当部署

担 当：経営者と若者との座談会実行委員会事務局

(山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室)

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波 2－8－1 (山形県庁 8 階)

T E L：023-630-2439 (直通)

F A X：023-630-2376

e-mail：ykoyo@pref.yamagata.jp